

令和5年11月30日

令和5年第4回
宮代町議会定例会議案書
(追加議案分)

議案第69号

議案番号	件 名 等	頁
議案第69号	宮代町手数料条例の一部を改正する条例について	1

議案第69号

宮代町手数料条例の一部を改正する条例について

宮代町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町手数料条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町手数料条例の一部を改正する条例

宮代町手数料条例（平成18年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第52号を第54号とし、第7号から第51号までを2号ずつ繰下げ、第6号の次に次の2号を加える。

（7）戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき 400円

（8）除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき 700円

第6条第1項第4号中「第20号から第23号」を「第22号から第25号」に改める。

別表第1中「第41号」を「第43号」に改める。

別表第2中「第42号」を「第44号」に改める。

別表第3中「第43号ア」を「第45号ア」に改める。

別表第4中「第43号イ」を「第45号イ」に改める。

別表第5中「第43号ウ」を「第45号ウ」に、「第43号ア及びイ」を「第45号ア及びイ」に改める。

別表第6中「第44号」を「第46号」に改め、手数料の金額（1件につき）の欄中「第43号」を「第45号」に改める。

別表第7中「第45号」を「第47号」に改める。

別表第8中「第46号」を「第48号」に改める。

別表第9中「第51号」を「第53号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。